

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	子どもの未来と文化をはぐくむまち	施策番号・名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	基本事業番号・名	11-04	家庭・地域における子育て力の向上
-----	------------------	--------	----	---------------------	----------	-------	------------------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費						所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)				全庁評価会議 (28年度に向けた方向性等)		
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費(実績額)」に係る財源						人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	外部評価				
										特定財源			一般財源					国			都	
11-04-01	児童青少年課 児童青少年係	根拠法令等 東久留米市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	対象 センター会員	平成26年度 758 (人)	平成26年度 3,136 (件)	平成26年度 14.2 (件)	平成26年度 8,586	平成26年度 1,333	平成26年度 1,333	平成26年度 5,920	平成26年度 995	平成26年度 9,581	前年度において示した方向性	有効性	2	効率性	2	達成度	2	評価：仕事と育児の両立に、厚生労働省はファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域の幼児・児童を受け入れられる体制の整備を地方自治体に求めている。これを受け、市は平成14年度から本事業を開始した。 事業は、会員同士の相互扶助によるもので、その運営を全部委託している。毎年度、会員数や活動件数は増加にあり、事業の社会的ニーズを確認しながら、事業を進めていく。 方向性：平成27年度より施行された子ども・子育て支援法に子育て援助活動事業として法定化され、東久留米市子ども・子育て支援事業計画において、ニーズ調査により算出された量の見込みと確保方針が示されたところであり、今後一層の推進を目指していく。		
	児童青少年課長 相川 浩一	補助事業 □ 該当 要綱等	手段・内容 ファミリーサポートセンター事業委託 ・事業説明会(ファミリーサポート会員の募集) ・会員に対する講習会開催等 ・会員のサポート活動	平成25年度 703 (人)	平成25年度 3,644 (件)	平成25年度 17.1 (件)	平成25年度 8,003	平成25年度 2,000	平成25年度 6,003	平成25年度 781	平成25年度 8,784	前年度において示した方向性	有効性	2	効率性	2	達成度	2				
	ファミリー・サポート・センター事業	給付事業 □ 該当 要綱等	手段・内容 市内に居住する労働者等の仕事、育児の両立及び地域の子育て支援のための環境設備を行い、そのセンター会員相互の育児に関する援助活動等の運営。	平成24年度 665 (人)	平成24年度 2,647 (件)	平成24年度 13.3 (件)	平成24年度 7,753	平成24年度 1,400	平成24年度 6,353	平成24年度 767	平成24年度 8,520	前年度において示した方向性	有効性	2	効率性	2	達成度	2				
		事業形態 □ 直営(委託無) ■ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	意図																			
		近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																				
11-04-02	子育て支援課 子ども政策担当	根拠法令等 次世代育成支援対策推進法	対象 子ども自身や子育て家庭全般	平成26年度 10,860 (件)	平成26年度 計画期間中のため未把握 (%)	平成26年度 50.1 (%)	平成26年度 0	平成26年度 0	平成26年度 0	平成26年度 398	平成26年度 398	前年度において示した方向性	有効性	3	効率性	3	達成度	3	評価：次世代育成支援対策推進法が制定され、市町村の行動計画策定が義務付けられた。平成16年度に前期計画(平成17~21年度)を策定し、平成21年度に後期計画(平成22~26年度)を策定した。 26年度については、後期計画の進捗を確認し、計画にある各目標の達成に向け努めたところである。また、後期計画の進捗状況確認作業及びヒアリングに、人件費が発生している。 方向性：平成26年度に子ども・子育て支援法に基づく『市子ども・子育て支援事業計画』が策定されたことにより、行動計画(後期)については平成26年度末をもって終了となる。今後、別途、次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画は策定しない。			
	子育て支援課長 長澤 孝仁	補助事業 □ 該当 要綱等	手段・内容 東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)の進捗状況を調査し、公表する。また、子ども・子育て支援事業計画の策定のため、各事業所管課にヒアリングを実施し、事業の精査を行った。	平成25年度 11,085 (件)	平成25年度 計画期間中のため未把握 (%)	平成25年度 48.2 (%)	平成25年度 0	平成25年度 0	平成25年度 390	平成25年度 390	前年度において示した方向性	有効性	3	効率性	3	達成度	3					
	次世代育成支援行動計画事業	給付事業 □ 該当 要綱等	手段・内容 「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、安心して子どもを産み育てられるように、子育て家庭全体を支援していく。	平成24年度 11,370 (件)	平成24年度 計画期間中のため未把握 (%)	平成24年度 未把握 (%)	平成24年度 0	平成24年度 0	平成24年度 479	平成24年度 479	前年度において示した方向性	有効性	3	効率性	3	達成度	3					
		事業形態 ■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	意図																			
		近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																				
11-04-03	児童青少年課 子ども家庭支援センター	根拠法令等 (国) 児童福祉法、(都) 子供家庭支援センター事業実施要綱、(市) 東久留米市子ども家庭支援センター設置条例	対象 子育てについて支援を必要とする18歳未満の児童及びその保護者	平成26年度 20,630 (人)	平成26年度 786 (件)	平成26年度 16 (%)	平成26年度 19,612	平成26年度 15,506	平成26年度 4,106	平成26年度 60,665	平成26年度 80,277	前年度において示した方向性	現状維持	5	効率性	3	達成度	4	評価：平成18年の子ども家庭支援センター開設以来、児童福祉法に基づく地域における子育て支援のネットワークの中核機関として、一定の役割を果たしている。平成23年度からは先駆型センターに移行し、従来の事業のほか、要支援家庭のサポート、在宅サービス基盤整備事業、また近年増加している虐待への対策強化を行っている。 方向性：近年件数が増加している虐待対策については、東久留米市要保護児童対策地域協議会の調整機関として市子ども家庭支援センターが位置付けられ、地域の虐待防止ネットワークとして関係機関の連携強化を図る。一方、専門機関である児童相談所とは、「東京ルール」に基づく円滑な連携・協働を図っていく。			
	児童青少年課長 相川 浩一	補助事業 □ 該当 要綱等	手段・内容 子どもと家庭に関する総合相談の実施。またショートステイ等の在宅サービスや、地域における子育て活動の推進。地域の関係機関と連携し、子育てネットワークの中核機関としての連携の構築を行う。	平成25年度 17,263 (人)	平成25年度 777 (件)	平成25年度 13 (%)	平成25年度 19,701	平成25年度 16,297	平成25年度 3,404	平成25年度 61,291	平成25年度 80,992	前年度において示した方向性	現状維持	5	効率性	3	達成度	4				
	子ども家庭支援センター運営事業	給付事業 □ 該当 要綱等	手段・内容	平成24年度 19,661 (人)	平成24年度 525 (件)	平成24年度 12 (%)	平成24年度 19,469	平成24年度 16,783	平成24年度 2,686	平成24年度 60,315	平成24年度 79,784	前年度において示した方向性	現状維持	5	効率性	3	達成度	4				
		事業形態 ■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	意図																			
		近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																				
11-04-04	子育て支援課 施設給付係	根拠法令等 児童福祉法	対象 小学校就学前児童及び子育てを行っている保護者	平成26年度 3,841 (人)	平成26年度 15 (園)	平成26年度 未把握 (人)	平成26年度 3,205	平成26年度 1,602	平成26年度 1,603	平成26年度 112	平成26年度 3,317	前年度において示した方向性	現状維持	-	効率性	3	達成度	-	評価：少子化で地域の子育て世帯の交流が少なくなっている中、保育の必要性のない世帯も含めた地域の子育て家庭を支援する役割が認可保育所等に求められている。 方向性：認可保育所の有する子育てに関するノウハウや知見、また場所等を活用し、地域の子育て世帯と交流する事業を実施していく。また子育て世帯に向けた育児講座や相談事業などを開催し、子育てをする保護者の悩みが少しでも軽くなるよう努めていく。			
	子育て支援課長 長澤 孝仁	補助事業 □ 該当 要綱等	手段・内容 異年齢交流事業(七夕祭り、夏祭り、芋掘り、運動会、作品展、園庭開放などへ親子が参加し園児と交流する)を地域の児童及び保護者の参加のもと実施。また併せて園において子育てに関する相談・助言を行っている。	平成25年度 3,804 (人)	平成25年度 16 (園)	平成25年度 未把握 (人)	平成25年度 3,343	平成25年度 1,671	平成25年度 1,672	平成25年度 117	平成25年度 3,460	前年度において示した方向性	現状維持	-	効率性	3	達成度	-				
	地域の子育て支援事業(地域交流の場の提供事業)	給付事業 □ 該当 要綱等	手段・内容	平成24年度 (人)	平成24年度 (園)	平成24年度 (人)	平成24年度 (人)	平成24年度 (人)	平成24年度 (人)	平成24年度 (人)	平成24年度 (人)	前年度において示した方向性	現状維持	-	効率性	3	達成度	-				
		事業形態 □ 直営(委託無) □ 全部委託 ■ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	意図																			
		近隣市状況 □ 小平市 □ 東村山市 □ 清瀬市 □ 西東京市 □ その他( )																				

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	子どもの未来と文化をはぐくむまち		施策番号・名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	基本事業番号・名	11-04	家庭・地域における子育て力の向上																
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)		対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費							所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)				全庁評価会議 (28年度に向けた方向性等)		
	所管課長名		指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	左記「事業費(実績額)」に係る財源			人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降 方向性	現状維持	有効性	3	効率性	3	達成度	3
	事務事業名									特定財源														
11-04-05	児童青少年課 子ども家庭支援センター	根拠法令等 □ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 (国) 児童福祉法(都) 子育てひろば事業実施要綱 (市) 地域子育て支援センター事業費補助要綱	対象	子育てに不安を持つ保護者 <補助金交付先> 下里しおん保育園	平成26年度 3,830 (人)	平成26年度 155 (事業)	平成26年度 100 (%)	平成26年度 7,491	平成26年度 2,996	平成26年度 2,996	平成26年度 1,499	平成26年度 24	平成26年度 7,515	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降 方向性	現状維持	有効性	3	効率性	3	達成度	3	
	児童青少年課長 相川 浩一	補助事業 ■ 該当 □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 地域子育て支援センター事業費補助要綱 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容	子育て家庭に対する育児支援と育児不安の解消を目的として下里しおん保育園で実施。特別保育事業として「地域子育て支援センター事業実施要綱」の基準により実施。	平成25年度 4,310 (人)	平成25年度 114 (事業)	平成25年度 100 (%)	平成25年度 7,491	平成25年度 3,710	平成25年度 3,781	平成25年度 25	平成25年度 7,516	評価: 地域で孤立しがちな子育て家庭に対して、身近な場所に集いの場を提供している。単に場の提供に留まらず、子育て相談事業、子育て啓発など総合的な子育て支援施策を推進している。また本事業の運営は社会福祉法人に対する補助事業として実施することで、保育園での運営ノウハウを生かした特色ある事業になっており、所期の事業目的に寄与している。											
	地域子育て支援センター事業	給付事業 □ 該当 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図	育児に対する不安を低減する。	平成24年度 4,127 (人)	平成24年度 180 (事業)	平成24年度 100 (%)	平成24年度 7,491	平成24年度 3,960	平成24年度 3,531	平成24年度 24	平成24年度 7,515	方向性: 市で実施しているひろば事業等を含め、利用者数が増加、ニーズが上がっていることから、出張ひろば等地域内に様々な形態のひろばを展開していく。また広報、ホームページ等でも周知を行い、孤立化、虐待等の養育問題の未然防止に取り組む。											
	事業形態 □ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 ■ その他(補助)	近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																						
11-04-06	子育て支援課 施設給付係	根拠法令等 □ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 児童福祉法、東久留米市一時保育事業実施要綱	対象	1歳から就学前で集団保育が可能な児童を保育している保護者	平成26年度 3,104 (人)	平成26年度 12,207 (人)	平成26年度 259.7 (%)	平成26年度 39,760	平成26年度 10,826	平成26年度 10,826	平成26年度 6,405	平成26年度 11,703	平成26年度 2,627	平成26年度 42,387	前年度において示した方向性	拡大	28年度以降 方向性	拡大	有効性	3	効率性	1	達成度	2
	子育て支援課長 長澤 孝仁	補助事業 ■ 該当 □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) ■ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 東久留米市一時保育事業実施要綱 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容	私立保育園5園+公設民営保育園2園(下里しおん保育園、あそび保育園、久留米みのり保育園、Nicot東久留米、わらべみなみ保育園、ひばり保育園、上の原さくら保育園)で実施	平成25年度 3,081 (人)	平成25年度 12,600 (人)	平成25年度 271.3 (%)	平成25年度 34,200	平成25年度 14,100	平成25年度 6,066	平成25年度 14,034	平成25年度 2,723	平成25年度 36,923	評価: 就労の有無等の保育要件に関わりなく全ての子育て家庭が利用できる一時保育は、保護者の傷病・入院等への対応や育児等に伴う心理的・肉体的負担軽減等のために必要な事業である。										
	一時保育事業	給付事業 □ 該当 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図	一時的に保育が必要な事由が発生した際に保育サービスが利用できる。	平成24年度 3,056 (人)	平成24年度 13,126 (人)	平成24年度 328.3 (%)	平成24年度 35,280	平成24年度 14,820	平成24年度 5,975	平成24年度 14,485	平成24年度 2,652	平成24年度 37,932	方向性: 子ども・子育て支援事業計画における一時預かり事業については、施設に積極的に働きかけを行い、量の見込みに対応する供給量の確保を目指していくため、本事業については今後も拡大を図っていく。										
	事業形態 □ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																						
11-04-07	子育て支援課 施設給付係	根拠法令等 □ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 児童福祉法、東久留米市病児・病後児保育事業実施要綱、東京都病児・病後児保育事業実施要綱	対象	病中又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な1歳以上小学校3年生までの児童。	平成26年度 8,496 (人)	平成26年度 1 (施設)	平成26年度 144 (人)	平成26年度 4,900	平成26年度 3,266	平成26年度 1,634	平成26年度 1,491	平成26年度 6,391	前年度において示した方向性	拡大	28年度以降 方向性	拡大	有効性	1	効率性	3	達成度	2		
	子育て支援課長 長澤 孝仁	補助事業 ■ 該当 □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) ■ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 東久留米市病児・病後児保育事業実施要綱、東京都病児・病後児保育事業実施要綱 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容	医療法人社団健智会・さいわい町診療所に隣接する「こども静養室 めぐのへや」で実施。保育のデイリープログラムを立てて一日を快適に過ごせるようにしている。利用に際して診察が条件となっており、昼には医師の回診がある。	平成25年度 8,458 (人)	平成25年度 1 (施設)	平成25年度 196 (人)	平成25年度 4,900	平成25年度 3,266	平成25年度 1,634	平成25年度 1,545	平成25年度 6,445	評価: 病気の回復前または病気回復期であるが集団保育が困難な時期に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与するものである。											
	病児・病後児保育事業	給付事業 □ 該当 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図	保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成を図る。	平成24年度 9,300 (人)	平成24年度 1 (施設)	平成24年度 145 (人)	平成24年度 4,900	平成24年度 3,266	平成24年度 1,634	平成24年度 1,505	平成24年度 6,405	方向性: 今後は、病児・病後児保育施設を積極的に情報提供し、子育て家庭が必要な時に利用できるよう、努めていく。											
	事業形態 □ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																						
11-04-08	図書館 図書サービス係	根拠法令等 ■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 図書館法 子どもの読書活動の推進に関する法律、文字活字文化振興法、東久留米市立図書館条例、第二次東久留米子ども読書活動推進計画、東久留米市次世代育成支援行動計画	対象	市内在住の1歳6か月児とその保護者	平成26年度 936 (人)	平成26年度 908 (人)	平成26年度 97 (%)	平成26年度 785	平成26年度 899	平成26年度 899	平成26年度 202	平成26年度 1,101	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降 方向性	現状維持	有効性	3	効率性	4	達成度	3		
	図書館長 岡野 知子	補助事業 □ 該当 □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容	健康課の実施する1歳6か月健診の際に、図書館員とボランティアが絵本とお薦め絵本ブックリストを手渡し、同会場で絵本の読み聞かせや手遊びなどを実施し、家庭や地域での子どもの読書活動の導入とする。	平成25年度 917 (人)	平成25年度 854 (人)	平成25年度 93 (%)	平成25年度 899	平成25年度 899	平成25年度 899	平成25年度 202	平成25年度 1,101	評価: 他自治体では3・4か月児健診で実施することが多いが、当市では子どもが本に興味を示し始める1歳6か月健診で実施している。平成25年に2歳児健診で行ったアンケート調査でも8割の家庭で絵本を活用しているという結果が得られ、対象者からの評判は良い。											
	ブックスタート事業	給付事業 □ 該当 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図	乳幼児をもつ保護者が読み聞かせ等を体験することで、乳幼児期の読書体験の大切さを理解し、家庭での読書活動を行うようになる。子どもの健やかな成長を促す。	平成24年度 947 (人)	平成24年度 837 (人)	平成24年度 88 (%)	平成24年度 1,046	平成24年度 1,046	平成24年度 1,046	平成24年度 592	平成24年度 1,638	方向性: 事業の認知度は幼児を持つ世代に広がっている。今後は、地域での活動を推進する意味でも、より多くのボランティアの参加を目指す。											
	事業形態 □ 直営(委託無) □ 全部委託 ■ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																						

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	子どもの未来と文化をはぐくむまち	施策番号・名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	基本事業番号・名	11-04	家庭・地域における子育て力の向上
-----	------------------	--------	----	---------------------	----------	-------	------------------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費							所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)				外部評価		
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費(実績額)」に係る財源							有効性	1	効率性	5		達成度	3
										特定財源			一般財源										
11-04-09	児童青少年課 児童青少年係	根拠法令等 ■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 (国) 児童館ガイドライン、(都) 児童館の設置運営要綱、 (市) 東久留米市立児童館条例	対象 児童館施設利用者	平成26年度 130,375 (人)	平成26年度 1,818 (回)	平成26年度 △12.6 (%)	平成26年度 20,954	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持	財政健全経営計画実行プラン個別項目 「中央児童館の運営方法の見直し」	
	児童青少年課長 相川 浩一	補助事業 □ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容 各種(年代別)行事の開催回数	平成25年度 149,099 (人)	平成25年度 2,222 (回)	平成25年度 △2.43 (%)	平成25年度 24,206	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	評価: 説明欄: 平成23年度、3児童館の運営を指定管理者に委託したことにより、日曜・祝日の開館及び中高生年代の居場所として利用時間の延長が図られている。平成26年5月から中央児童館の利用時間を順次延長し、10月からは月～土の時間延長を行っている。 ※滝山・けやき・子どもセンターひばりの3児童館は指定管理。中央児童館は直営の児童館である。					
	児童館運営事業	給付事業 □ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図 利用者が利用しやすい運営・行事の開催	平成24年度 152,827 (人)	平成24年度 2,144 (回)	平成24年度 △2.73 (%)	平成24年度 24,426	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		方向性: 4児童館の運営連絡会や合同行事などを開催することにより、中央児童館を中核に一体化した児童館運営を図っていく。				
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 ■ 指定管理 □ その他( )	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																			
	児童館管理事業	根拠法令等 ■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 (国) 児童館ガイドライン、(都) 児童館の設置運営要綱、 (市) 東久留米市立児童館条例	対象 児童館施設	平成26年度 5 (箇所)	平成26年度 9 (件)	平成26年度 180 (%)	平成26年度 109,225	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持		財政健全経営計画実行プラン個別項目 「中央児童館の運営方法の見直し」
児童青少年課長 相川 浩一	補助事業 □ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容 ・施設の保守点検 ・施設の修繕 ・施設の増改築	平成25年度 5 (箇所)	平成25年度 5 (件)	平成25年度 100 (%)	平成25年度 108,570	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	評価: 平成23年度、市内5児童館のうち3館で指定管理者を導入した。市直営の2館のうち、老朽化したくぬぎ児童館は耐震診断の結果を踏まえ、利用者の安全を優先し、平成26年3月末をもって閉館とした。(修繕実施件数は、中央・ひばり2館分) ※滝山・けやき・子どもセンターひばりの3児童館は指定管理。中央児童館は直営の児童館である。						
児童館管理事業	給付事業 □ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図 利用者が安全・快適に施設を利用できる環境を整える。	平成24年度 5 (箇所)	平成24年度 7 (件)	平成24年度 140 (%)	平成24年度 107,754	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		方向性: 滝山・中央児童館の2館が老朽化しており、今後、管理コストの増加が見込まれる。また、平成27年度中に、くぬぎ児童館を解体する計画である。					
事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 ■ 指定管理 □ その他( )	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																				
東久留米市青少年問題協議会運営事業	根拠法令等 □ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 地方青少年問題協議会法、東久留米市青少年問題協議会条例、 東久留米市青少年問題協議会条例施行規則	対象 東久留米市青少年問題協議会	平成26年度 0 (人)	平成26年度 0 (回)	平成26年度 0 (件)	平成26年度 0	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	その他	評価: 平成23年度以降、青少年健全育成に係る諮問について調査・研究を行っているところである。		
児童青少年課長 相川 浩一	補助事業 □ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容 市長の諮問にもつぎ協議会を開催し、運営する。協議会は、青少年の健全育成に関する調査・審議をする市長の付属機関であり、青少年健全育成について審議し市長へ答申する。	平成25年度 0 (人)	平成25年度 0 (回)	平成25年度 0 (件)	平成25年度 0	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	方向性: 青少年を取り巻く環境及び状況の変化を鑑みて、新たな諮問内容の整理を行い、平成27年度中に実施する考えである。						
東久留米市青少年問題協議会運営事業	給付事業 □ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図 市長の諮問について、青少年の育成に係わる市民、関係行政庁職員、学識経験者等、協議会の議論を取りまとめ答申する。	平成24年度 0 (人)	平成24年度 0 (回)	平成24年度 0 (件)	平成24年度 0	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		方向性: 青少年を取り巻く環境及び状況の変化を鑑みて、新たな諮問内容の整理を行い、平成27年度中に実施する考えである。					
事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																				
中学校地区青少年健全育成協議会支援事業	根拠法令等 ■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 各中学校地区青少年健全育成協議会規約 東久留米市青少年対策事業補助金交付要綱	対象 中学校地区青少年健全育成協議会	平成26年度 440 (人)	平成26年度 6 (回)	平成26年度 未把握 (%)	平成26年度 2,552	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持		評価: 各中学校地区青少年健全育成協議会が主体となって青少年の健全育成に貢献している現状に、市は補助金を交付し支援している。また、平成25年度までは1地区につき一律40万円を補助していたが、行財政改革アクションプランの「補助金の適正化」により、平成26年度から予算の範囲内において基本額+生徒数割の計算を導入した。交付額合計260万円。予算としては20万円減となった。	
児童青少年課長 相川 浩一	補助事業 ■ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度26年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 東久留米市青少年対策事業補助金交付要綱 □ 特財の廃止(予定含)	手段・内容 7地区の青少年健全育成協議会に対して、青少年健全育成に係わる活動(社会環境の浄化、青少年の非行防止活動等)を支援する。	平成25年度 440 (人)	平成25年度 6 (回)	平成25年度 未把握 (%)	平成25年度 2,800	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	方向性: 市として青少年の健全な育成を図るために必要な補助であるため、団体の補助金の取り扱いについて適正に指導を行いながら、活動を支援していく。						
中学校地区青少年健全育成協議会支援事業	給付事業 □ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他( ) 要綱等 □ 特財の廃止(予定含)	意図 7地区の中学校地区青少年健全育成協議会が、青少年健全育成に係わる活動により社会環境の浄化、青少年の非行防止活動等を進める。	平成24年度 440 (人)	平成24年度 6 (回)	平成24年度 未把握 (%)	平成24年度 2,800	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		方向性: 市として青少年の健全な育成を図るために必要な補助であるため、団体の補助金の取り扱いについて適正に指導を行いながら、活動を支援していく。					
事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他( )	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他( )																				

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	子どもの未来と文化をはぐくむまち	施策番号・名	11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	基本事業番号・名	11-04	家庭・地域における子育て力の向上
-----	------------------	--------	------------------------	----------	-------	------------------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費								所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)	全庁評価会議 (28年度に向けた方向性等)			
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費(実績額)」に係る財源				人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	外部評価						
										特定財源			一般財源			国	都			その他	特定財源に伴う一般財源	一般財源
11-04-13	児童青少年課 児童青少年係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 愛のひと声運動実施要領 東久留米市愛のひと声運動補助金交付要綱	対象 愛のひと声運動実施委員会 愛のひと声運動単位実行委員会	平成26年度 10 (人)	平成26年度 5 (人)	平成26年度 2,101 (人)	平成26年度 238 (人)	平成26年度 	平成26年度 	平成26年度 	平成26年度 	平成26年度 	平成26年度 	平成26年度 	平成26年度 			平成26年度 	前年度において示した方向性			
	児童青少年課長 相川 浩一	<input checked="" type="checkbox"/> 行政補完的(改正実施年度 26年度) <input type="checkbox"/> 政策的(改正実施年度 年度) <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) <input type="checkbox"/> 国・都連携 <input type="checkbox"/> その他( ) 要綱等 東久留米市愛のひと声運動補助金交付要綱 <input type="checkbox"/> 特財の廃止(予定含)	手段・内容 ①実施委員会会議 ②単位実行委員会 ③各単位実行委員会での活動(ひと声運動の説明、地域巡回等)	平成25年度 10 (人)	平成25年度 5 (人)	平成25年度 2,073 (人)	平成25年度 470 (人)	平成25年度 	平成25年度 	平成25年度 	平成25年度 	平成25年度 	平成25年度 	平成25年度 	平成25年度 	平成25年度 	方向性：市として青少年の健全な育成を図るために必要な補助であるため、補助金の取り扱いや活動について適正に指導を行いながら、活動を支援していく。					
	愛のひと声運動支援事業	<input type="checkbox"/> 該当 要綱等	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) <input type="checkbox"/> 国・都連携 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 特財の廃止(予定含)	意図 愛のひと声運動実施委員会及び愛のひと声運動単位実行委員会が青少年に対して、日常のあいさつ・ひと声運動から青少年の健全育成を図る。	平成24年度 10 (人)	平成24年度 5 (人)	平成24年度 2,216 (人)	平成24年度 238 (人)	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	方向性：市として青少年の健全な育成を図るために必要な補助であるため、補助金の取り扱いや活動について適正に指導を行いながら、活動を支援していく。				
	近隣市状況	<input type="checkbox"/> 小平市 <input type="checkbox"/> 東村山市 <input type="checkbox"/> 清瀬市 <input type="checkbox"/> 西東京市 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 該当 要綱等	意図 愛のひと声運動実施委員会及び愛のひと声運動単位実行委員会が青少年に対して、日常のあいさつ・ひと声運動から青少年の健全育成を図る。	平成24年度 10 (人)	平成24年度 5 (人)	平成24年度 2,216 (人)	平成24年度 238 (人)	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	平成24年度 	方向性：市として青少年の健全な育成を図るために必要な補助であるため、補助金の取り扱いや活動について適正に指導を行いながら、活動を支援していく。				

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。